

平成30年度 けやきの村特定相談支援事業所事業計画

けやきの村指定特定相談支援事業所は、地域で生活している障がい者及び施設入所支援により施設で生活している障がい者（以下「利用者」という。）が、地域の中で障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の意向を尊重しながら利用者の立場に立ち、計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）により利用者の地域生活及び社会生活を支援するため、『社会福祉法人けやきの村事業計画』に基づき、次の事業を行います。

1. 事業の目的及び方針

(1) 目的

利用者自らが望む場所で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域で生活している障がい者及び施設入所支援により施設で生活している障がい者等からの相談に応じるとともに、計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）を行います。

(2) 方針

- ① 利用者の意思及び人格、権利を尊重し、自らが望む場所で日常生活又は社会生活を営むことができるように努めます。
- ② 利用者の尊厳を守り、ニーズを尊重し、利用者本位の支援に努めます。

2. 運営管理

- (1) 相談支援事業所としての在るべき姿を常に検討・反省し、利用者の意向に十分に 대응することができるよう、相談支援スキルの向上を図ります。
- (2) サービスの提供にあたっては、家族及び関係機関等との連携に努めます。
- (3) 利用者に満足していただける相談支援を心掛けるとともに、事業収支バランスの均衡が図れるよう、新たな利用者の確保に努めます。
- (4) 相談支援専門員として、資質の高い職員の確保に努めます。
- (5) サービス提供時において、車両を使用するにあたっては、交通法規等を遵守し事故防止に努めます。

3. 事故防止

サービスの提供にあたっては、利用者の健康状態及び身体状況等に細心の注意を払い、事故の防止に努めます。

4. 緊急時の対応

サービスの提供時において、利用者に病状の急変等及び事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、関係機関等にも速やかに報告するものとします。

5. 秘密の保持

業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、「社会福祉法人けやきの村・個人情報に関する基本方針」に基づき十分な配慮を行うものとします。

6.苦情への対応

サービスの提供に関する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に誠意をもって対応するものとします。

7.虐待への対応

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置等必要な体制を整備するとともに、職員に対し研修を実施し、養護者による虐待の未然防止と発見時の通報等、速やかに対応できるようにします。

8.相談支援専門員の健康管理

相談支援専門員には、健康診断を受けさせるとともに、研修の機会等を通じて健康管理の重要性を認識させ、健康状態の管理に努めます。

9.職員研修

提供するサービスの質の向上及び相談支援専門員の資質の向上を図るため、職員を各種研修会に積極的に参加させるとともに、事業所内においても必要事項の研修会等を適時実施するものとします。